

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例新旧
対照表（第一条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 削除</p> <p> 第六節 略</p> <p>第八章～第十三章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第八十四条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第六章 略</p> <p>第七章 通所介護</p> <p> 第一節～第四節 略</p> <p> 第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p> 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百十三条・第百十四 条）</p> <p> 第二款 人員に関する基準（第百十五条・第百十六条）</p> <p> 第三款 設備に関する基準（第百十七条・第百十八条）</p> <p> 第四款 運営に関する基準（第百十九条 第百三十条）</p> <p> 第六節 略</p> <p>第八章～第十三章 略</p> <p>附則</p> <p>（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）</p> <p>第八十四条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は</p>

第四百十条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八十二条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項、第一百三十九条第四号及び第四百十条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第七章 通所介護

（従業者の員数等）

第九十九条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ことに置くべき従業者（第四節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第一百五十二条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規

第四百十条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八十二条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。次条第五項、第一百三十九条第四号及び第四百十条第六項において同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第七章 通所介護

（従業者の員数等）

第九十九条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ことに置くべき従業者（第四節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第一百五十二条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規

に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条並びに第一百一条第二項第一号イ及び第三項において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

2| 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員

を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3| 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

4| 前三項の「指定通所介護の単位」とは、指定通所介護であつて

定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条及び第一百一条第三項

において同じ。)の数が十五までの場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

2| 指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3| 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。)を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5| 前各項の「指定通所介護の単位」とは、指定通所介護であつて

その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 } 7 略

第三節 設備に関する基準

第一百一条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室は、次のとおりとする。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ 略

二 略

3 } 5 略

第五節 削除

第一百三十三条から第三十条まで 削除

その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 } 8 略

第三節 設備に関する基準

第一百一条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室は、次のとおりとする。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員
を乗じて得た面積以上とすること。

ロ 略

二 略

3 } 5 略

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百三十三条 前各節の規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定通所介護であつて、難病等を有する重度の要介護者又は末期がんの患者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が

必要なものを対象者とし、第二百二十三条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第百十四条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2) 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師、当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第百十五条 指定療養通所介護事業者が指定療養通所介護の事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員

(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第一百十六条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所に専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
 - い。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。
 - い。

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第一百十七条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を九人以下とする。

(設備、備品等)

第百十八条 指定療養通所介護事業所には、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定療養通所介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第一項に掲げる設備は、専ら指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第百十九条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百二十六条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百二十四条第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百二十七条第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(次項において準用する第八条第二項、第五項及び第六項において「重要事項」という。)を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

ない。

- 2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第一百二十条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師、当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第一百二十一条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成、変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4| 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に
際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、
当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び
保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連
携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第百二十二条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによ
るものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定す
る療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が
日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たつて
は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対
し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明
を行う。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対
応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた
適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該
利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サ
ービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図
る。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確
に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な
サービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

第二百二十三条 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた計画（以下この条並びに第二百五条第四項及び第二百二十九条第二項第一号において「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十三条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第二百二十四条 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この条において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第一百七十七条第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

（管理者の責務）

第二百二十五条 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、

サービスの提供の方法、手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二百二十六条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定療養通所介護の利用定員

五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第二百二十七条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等

に備えるため、緊急時対応医療機関（当該指定療養通所介護事業者との間で、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。次項において同じ。）を定めなければならない。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

（安全・サービス提供管理委員会の設置）

第二百二十八条 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される委員会（次項において「安全・サービス提供管理委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上安全・サービス提供管理委員会を開催することとし、事故の事例その他の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

（記録の整備）

第二百二十九条 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

(従業者の員数等)

- 2) 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 療養通所介護計画
 - 二 前条第二項の検討の結果についての記録
 - 三 次条において準用する第十九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 四 次条において準用する第二十六条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第三十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 六 次条において準用する第一百条の二第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第一百三十条 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十八条まで、第四十条、第一百一条(第三項第二号を除く。)、第一百三十一条及び第一百七条から第一百条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第三十三条中「第二十九条」とあるのは「第二十六条」と、同条中「訪問介護員等」とあり、及び第一百七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第一百条の二第四項中「第一条第四項」とあるのは「第一百八条第四項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第百三十一条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数

で除して得た数が利用者

（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条並びに第百三十三条第二項第一号イ及び第三項において同じ。）の数が十五までの場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

第百三十一条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一・二 略

三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者

（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第百十五条の四十五第一項第一号口に規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この条

において同じ。）の数が十五まで

の場合にあつては一以上、十五を超える場合にあつては十五を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 略

2 基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができ

2| 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、
前項第三号の介護職員

_____を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

3| 第一項 _____ の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の
処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職
員として従事することができるものとする。

4| 前三項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつ
てその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ
るものをいうものとする。

5| 6| 略

(設備、備品等)

第百三十三条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、次のとおりとす
る。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積
は、三平方メートルに基準該当通所介護事業所の利用定員

る利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)が十人
以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員
及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基
準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員
(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限
る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して
得た数が一以上確保されるために必要と認められる数とすること
ができる。

3| 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、
第一項第三号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあつては、
同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一

人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の
処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職
員として従事することができるものとする。

5| 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつ
てその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ
るものをいうものとする。

6| 7| 略

(設備、備品等)

第百三十三条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、次のとおりとす
る。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積
は、三平方メートルに利用定員

(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をい
つ。)を乗じて得た面積以上とすること。

口 略

二 略

3・4 略

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護
又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介
護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介
護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当
短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、
指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第
二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をい
つ。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ
ービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護
事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所
(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定
小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以
下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない
い。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十五条 略

2 略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類

乗じて得た面積以上とすること。

口 略

二 略

3・4 略

(指定通所介護事業所等との併設)

第八十一条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護
又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介
護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介
護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当
短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、
指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サ
ービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護
事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所
(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定
小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以
下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない
い。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百四十五条 略

2 略

3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類

は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百四十八条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第三号において同じ。）及び指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する認知症対応型通所介護をいう。）とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業

を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 ～ 8 略

は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第二百四十八条に規定する指定福祉用具貸与

及び

指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する認知症対応型通所介護をいう。）とする。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通

所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一

二

三

5 ～ 8 略